平成２６年（フ）第２２号
北海道滝川市東町４丁目109番地25　コーポ楓103号室
債務者　森　　亜紀（旧姓土門・松田）
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
北海道芦別市西芦別町１番地東２条５丁目・青葉第２団地77号
債務者　長澤　松一
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
盛岡市北松園３丁目12番７号
債務者　冨田　秀子（旧姓飴谷）
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２７０号
千葉県柏市豊住３丁目１番14―506号
債務者　松崎　　弘
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２９２号
千葉県松戸市常盤平４丁目15番地　常盤平公団住宅Ｅ街区40棟406号
債務者　根本　祐一
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３６号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字別條１番地20
債務者　藤田　貴光
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第３７号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字別條１番地20
債務者　藤田由美子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第５５号
新潟県村上市幸町３番５号　シティハイムクレイン103、前住所新潟県村上市新町６番29号
債務者　長田　秀紀
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第５６号
新潟県村上市幸町３番５号　シティハイムクレイン103、前住所新潟県村上市新町６番29号
債務者　長田のり子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第３０号
兵庫県西脇市堀町336番地の５　雇用促進住宅１棟203号
債務者　小林　　崇
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第４６号
茨城県日立市東大沼町４丁目25番２号
債務者　大谷宇免子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第４９号
栃木県小山市大字出井1942番地50
債務者　井上　昭子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第９４８号
神奈川県海老名市中新田３丁目38番13―102号
債務者　江口　　誠
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２４号
東京都八王子市子安町２丁目23番４号ハシモトマンション202号
債務者　鈴木　望美（旧姓川尻）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０００号
横浜市保土ケ谷区岡沢町283番地　メゾンヴィヴァントＳＨＩＲＡＩ　Ａ―101号
債務者　阿部　光孝
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１号
釧路市鳥取南８丁目４番６号
債務者　古俣　正悟
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２４２号
栃木県さくら市フィオーレ喜連川５丁目２番２―206号、前住所栃木県那須烏山市下川井303番地５
債務者　田中　栄子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係